

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

		15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
金融再生法開示債権		▲ 7.9	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 2.8	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4
うち要管理債権		+ 0.1	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	0.0	0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.3	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 4.2	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7
	返済等(**)	▲ 0.7	0.0	▲ 1.7	0.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2
	うち危険債権以下		▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 3.2	+ 1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 19年3月期時点の対象金融機関数は122行。

3. 都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各々の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期以降の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

* 要管理先からの遷移であり、要管理債権のほか(要管理先に属する)正常債権の遷移を一部含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれる。